

建設業の一人親方との取引にも適用される 新しい法律が11月にスタート!

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されました。

※一人親方が本法上の「特定受託事業者」に該当します。

請負契約を発注する事業者は、
建設業法に加え守るべき
義務ができました!

50万円以下
の罰金も

法律の目的

この法律は、フリーランス(一人親方含む)が安心して働ける環境を整備するため、

①一人親方と取引先企業(事業者)などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②一人親方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

建設業における法律の適用対象

発注事業者から一人親方への「請負契約」(事業者間取引)

一人親方	請負契約の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	一人親方に工事発注する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的に一人親方と呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者(個人の施主)を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス(一人親方)」にはあたりません。

※発注事業者がタイルなどの専門工事業を行う一人親方や、個人設計士に業務委託をすることも適用対象です。

例：一人親方として働く大工の場合



この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「一人親方」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することです。
- 一人親方が同居親族のみを使用している場合は、「従業員を使用」にあたらないので法律の対象となります。

法律の内容

発注事業者(工務店等)が満たす要件に応じて一人親方に対しての義務の内容が異なります。

発注事業者(工務店等)

- 一人親方に工事発注をする事業者
- 従業員を使用していない

※一人親方に工事発注する一人親方も含まれます。

- 一人親方に工事発注をする事業者
- 従業員を使用している

- 一人親方に工事発注をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

義務項目

①

①、②、④、⑥

①、②、③、④、
⑤、⑥、⑦

一人親方

- 請負契約の相手方である個人事業者
- 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容	備考
①書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・一人親方の名称(屋号)」「請負契約をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」	建設業法では…「工事内容」「請負代金の額」「着手及び完成の時期」「検査の時期及び引き渡しの時期」「支払の時期及び方法」他計16項目(建設業法第19条)
②報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと	建設業法では…「注文者から支払いをうけてから1か月以内、かつできるだけ短い期間内」(建設業法第24条の3)
③禁止行為	一人親方に対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し ※こうした禁止行為の違反を行政機関に申し出たことを理由として、一人親方に不利益な取り扱いをしてはならない。	建設業法では…「不当に低い請負代金の禁止(第19条の3)」「不当な使用資材等の購入強制の禁止(第19条の4)」「不利益取扱いの禁止(第24条の5)」
④募集情報の的確表示	広告などに一人親方の募集に関する情報を掲載する際に、 ●虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ●内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと	業務の内容、場所、期間や報酬、材料費等の諸経費などの募集情報を表示する際には、虚偽や誤解のないようにすること等が必要。
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、一人親方が育児や介護などと業務を両立できるよう、一人親方の申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと	(例)「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること など
⑥ハラスメント対策に係る体制整備	一人親方に対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化(就業規則に規定等)、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など	セクハラ、マタハラ、パワハラなどへの措置。対応方法としては、すでにある従業員向けの相談窓口を一人親方も利用できるようにして、一人親方に通知するなど。 ※中小企業も職場におけるハラスメント対策は義務化されている。
⑦中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととした場合は、 ●原則として30日前までに予告しなければならないこと ●予告の日から解除日まで一人親方から理由の開示の請求があった場合には理由を開示しなければならないこと	民法では…完成前に発注事業者の都合で解除した場合「完成部分の割合に応じた請負代金の支払い義務(第643条2)」 「請負人に発生する損害を賠償する義務(第641号)」を負う。

- 法律に違反した場合は、勧告、命令と段階を踏んで、命令違反をした場合には50万円以下の罰金に処されます。
- 建設業では「建設業法」で一人親方の請負契約を含めた規定等が定められています。詳細な法律等の内容や最新の情報については、国土交通省のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
- 項目④～⑦については、厚生労働省(都道府県労働局) までお問合せください。



一人親方に発注する事業者(工務店等)向けのパンフレット



公正取引委員会